



食の安全の「見える化」 HACCPが法律で義務化されます

☎生活衛生課 ☎(626)1110

平成30年6月に食品衛生法が改正され、今後、原則として全ての食品事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられます。この取り組みでより一層の食の安全確保が図られます。

■HACCPで食品の安全性を向上

HACCPとはHazard (危険) ^{ハザード}、Analysis (分析) ^{アナリシス}、Critical (重要) ^{クリティカル}、Control (管理) ^{コントロール}、Point (点) ^{ポイント}の略。従来から取り組んでいる手洗いや清掃などの衛生管理に加え、原材料の調達から調理・提供するまでの一連の流れを、工程ごとに管理・記録し「見える化」することで、食品の安全性の向上を図る取り組みです(下の図参照)。

■HACCPによる効果

消費者は食品を安心して購入できる他、食中毒の防止や事故発生時のリスク低減、速やかな原因究明などに効果があり、消費者にとっても大きな

メリットがあります。

皆さんの家庭でも、食中毒菌を「つけない」「ふやさない」「やっつける」の食中毒予防の三原則を基本に、食材の購入から食事までの各段階で、食品の温度管理や十分な加熱調理など、HACCP方式を実践してみませんか。

施設の規模に応じたルール

■大規模事業者 HACCP方式により衛生管理計画を作成し管理を行うことになります。

■小規模事業者 各業界団体が示す手引書に基づき、今取り組んでいる衛生管理とメニューに応じた注意点を計画として明確にし、確認、記録することになります。

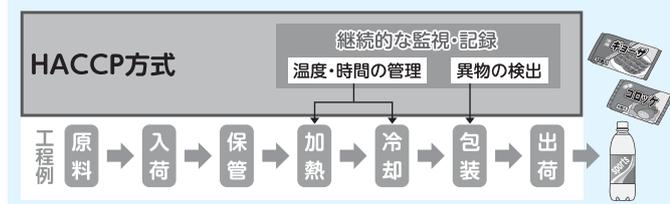
食品事業者の皆さんへ

▼HACCPによる衛生管理の円滑な導入に向け早めの準備をお願いします。

▼保健所では、市☎にHACCP導入に役立つ情報を掲載したポータルサイトを開設している他、相談窓口(保健所・生活衛生課内)を設置しています。また、業種別説明会の通知を発送します。



▲HACCP推進ポータルサイト



7月1日から 受動喫煙防止対策が強化されます

☎健康増進課 ☎(626)1128

健康増進法が改正され、望まない受動喫煙を防止するための対策が強化されます。

これにより、多くの人が集まる施設は、その種類に応じて、「敷地内禁煙」または「原則屋内禁煙」となります。

施設ごとの受動喫煙防止対策のルール

■学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎など

7月1日から「敷地内禁煙」です(屋外に要件を満たす喫煙場所の設置は可)。

■事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道、その他全ての施設

令和2年4月1日から「原則屋内禁煙」です(要件を満たす喫煙専用室などの設置は可)。

なお、飲食店は、経過措置が適用となる場合があります。また、個人住宅や旅館、ホテルの客室などのプライベートな居住場所は適用除外となります。



法律による義務

次の義務違反者に対しては、罰則が発生する場合があります。

1 全ての人に対する義務

- ▼喫煙禁止場所では喫煙しない。
- ▼紛らわしい標識の掲示・標識の汚損などをしない。
- ▼望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮する。

2 施設の管理者に対する義務

- ▼喫煙場所を設置する場合、標識を設置する。
- ▼喫煙禁止場所に喫煙器具などを設置しない。
- ▼望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮する。
- ▼喫煙室内へ20歳未満の人を立ち入らせない。

受動喫煙防止に関する相談窓口

法改正に伴い、受動喫煙防止に関する相談窓口(保健所・健康増進課内)を設置していますので、ご利用ください。

■受動喫煙による健康影響 自分の意思とは無関係に、たばこの煙を吸うことを「受動喫煙」といいます。たばこを吸う本人のみならず、周囲の人も肺がんや虚血性心疾患、脳卒中にかかりやすくなるといわれています。

住民税非課税者と子育て世帯主が対象 プレミアム付商品券を販売

ID 1020870

問プレミアム付商品券実施本部
☎(632)5049



消費税の引き上げが消費に与える影響を緩和するため、次の人を対象にプレミアム付商品券を販売します。最大20,000円で購入すると25,000円分の買い物ができます。

どんな人が対象になるの? (※1)	どんな手続きをとればいいのか?	最大でどれくらい買うことができるの?
▼住民税非課税者 平成31年1月1日現在、市の住民基本台帳に登録があり、令和元年度分の市民税(均等割)が課税されていない人(※2)	対象の可能性のある人へ7月下旬以降申請書を郵送します。必要事項を記載の上、プレミアム付商品券実施本部宛てに申請書を送付してください。審査後、対象者には、9月以降、商品券引換券を郵送します。引換券と本人確認ができるものをお持ちの上、販売窓口で商品券を購入してください。	最大 25,000 円分 (販売額 2 万円 プレミアム部分 5,000 円)
▼3歳未満の子どもがいる子育て世帯 平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子どもがいる世帯の世帯主	手続きは不要です。9月以降、対象となる世帯主に商品券引換券を郵送します。引換券と本人確認ができるものをお持ちの上、販売窓口で商品券を購入してください。	最大 25,000 円分 (販売額 2 万円 プレミアム部分 5,000 円) × 3 歳未満の子どもの数

※1 詳しくは、市HPをご覧ください。

※2 市民税が課税されている人の扶養親族や生活保護制度の被保護者などは対象外。

- ▼販売期間 10月1日～令和2年1月31日。
- ▼使用期間 10月1日～令和2年2月29日。
- ▼販売額 1冊4,000円(500円券10枚つづり)最大5冊まで購入可。
- ▼その他 販売窓口、利用可能店舗、利用対象外商品は決まり次第、市HPなどでお知らせします。

- ▼振り込め詐欺にご注意ください 商品券を販売するために、市が手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- ▼取扱店舗を募集します 商品券の取り扱いを希望する市内の事業者は、プレミアム付商品券実施本部へお問い合わせください。

今年で提携30周年 姉妹都市オルレアン市をもっと知ろう

ID 1007510

問国際交流プラザ
☎(616)1567

フランス共和国オルレアン市とは、1989年5月7日に姉妹都市を提携。本市との提携は、オルレアン市が高度な技術の産業を中核としたまちづくりを推進する日本の都市との提携を希望し、1988年に本市を訪問したことがきっかけでした。

■30周年記念 本市とオルレアン市の交流

5月に市長や市民訪問団がオルレアン市を訪問。公式行事やジャンヌ・ダルクを讃える祭に参加し、交流を深めました。6月には、オルレアン市副市長などが本市を訪問し、提携確認書への調印の他、市内の視察や高校生との面会を行いました。



■オルレアン市へ行ってみませんか

現在は、本市の青少年の派遣や、オルレアン市の高校生・市民訪問団の受け入れが両市交流の中心。それぞれ、学校体験やホームステイによる生活体験などを通して、異文化交流を行っています。今年度も、オルレアン市への青少年派遣事業を行います。詳しくは、21ページをご覧ください。

姉妹都市オルレアン市ってどんなところ?

オルレアン市は人口約12万人、面積約28km²、サントル地方ロワレ県の県都で、パリの南方約115kmに位置しています。

1337年に始まったイギリスとの百年戦争の際、フランスを救った国民的英雄ジャンヌ・ダルクの街として有名です。

また、市街地には2000年からLRTが運行し、サントクロワ大聖堂など中世の面影の残る街並みに溶け込んだ、とても美しい街です。



▲ジャンヌ・ダルク像

＼こちらもチェック／

誰でも気軽に国際交流

国際交流プラザ(うつのみや表参道スクエア5階)では、月に一度、日本人と外国人住民が交流できる国際交流サロンを開催しています。ぜひ気軽にご参加ください。

▼日時 毎月第4土曜日、午後4時～6時。

